

(下線は変更部分)

変更前 (2023年2月23日版)					変更後 (2023年3月15日版)				
<p>第 29 条 (違約金)</p> <p>申込者及び契約者らが次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、当社が指定する支払期日までに違約金として端末の機種毎に当社が定める以下の表の金額を、当社が指定する支払方法に従い、支払うものとします。</p> <p>(1) 第 27 条 (故障端末の送付) の定めに違反し、故障端末が送付期限内に当社に送付されなかった場合。</p> <p>(2) 本約款の定めに違反して端末交換を申し出た場合。</p>					<p>第 29 条 (違約金)</p> <p>申込者及び契約者らが次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、当社が指定する支払期日までに違約金として端末の機種毎に当社が定める以下の表の金額を、当社が指定する支払方法に従い、支払うものとします。</p> <p>(1) 第 27 条 (故障端末の送付) の定めに違反し、故障端末が送付期限内に当社に送付されなかった場合。</p> <p>(2) 本約款の定めに違反して端末交換を申し出た場合。</p>				
機種		違約金			機種		違約金		
					<p>(FCNT) arrows ケータ イベーシック F-41C (中古未使用品) (第 1 入荷分)</p>		<p>24,800 円 (税込 27,280 円)</p>		
<p>笠岡放送株式会社 ゆめふぉん端末延長保証料金表</p> <p>1 表記説明</p> <p>(1) 特記事項なき料金は、1 台 (単位) あたりの月額料です。</p>					<p>笠岡放送株式会社 ゆめふぉん端末延長保証料金表</p> <p>1 表記説明</p> <p>(1) 特記事項なき料金は、1 台 (単位) あたりの月額料です。</p>				
端末名	月額費用	免責金額 (1 回目)	免責金額 (2 回目)	免責金額 (3 回目)	端末名	月額費用	免責金額 (1 回目)	免責金額 (2 回目)	免責金額 (3 回目)
					arrows ケータ イベーシック F-41C	<p>100 円 (税込 110 円)</p>	<p>5,600 円 (税込 6,160 円)</p>	<p>7,600 円 (税込 8,360 円)</p>	<p>9,900 円 (税込 10,890 円)</p>

	(中古 未使用 品)(第 1入荷 分)				